

2017-B

VI66B

拠出金・基金
の名称

植物新品種保護国際同盟拠出金

種 別

イヤマークのみ 一部イヤマーク

【拠出先の国際機関名】植物新品種保護国際同盟(UPOV)

【所管官庁担当局課・室名】

農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ／食料産業局知的財産課種苗室

【当該任意拠出金の目的・用途等】

我が国と密接な関係にあるアジアの多くの国は植物新品種保護国際同盟(UPOV)に未加盟であり、日本の品種が適切に保護されていない状況が種苗産業の海外展開における課題となっている。このため、アジアにおけるUPOV条約に基づく植物品種保護制度の啓発活動及び国際調和を促進するため、UPOV加盟に向けた人材育成、各国の政策決定者向け意識啓発活動、UPOV条約に準拠した法令整備支援等を実施する。

【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千スイスフラン)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成29年度	16,046	143	-	1スイスフラン=112円	100
平成28年度	16,189	128	-	1スイスフラン=126円	100
平成27年度	17,279	149	-	1スイスフラン= 116円	100

【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

本事業の実施等により、2017年10月のUPOV第51回理事会において、ブルネイ及びミャンマーの植物品種保護に関する法律又は法案についてUPOV条約との適合性が認められた。今後、両国で国内手続等がなされることにより正式にUPOV加盟国となる。このようにアジア地域における植物品種保護制度の整備が進むことにより、我が国の新品種の保護・活用の環境が整うとともに、東アジア地域全体がUPOV条約に基づく植物品種保護制度を導入するきっかけとなることが期待される。

【備考】